

# 法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

## 1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他( )	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 \_\_\_\_\_ 円(税込)  
(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ 別紙のとおり  
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円(税込)  
(受注者の見積金額)

# 法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

## 1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他( )	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

## 2. 解体工事に要する費用

なし

## 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

## 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額)

\_\_\_\_\_ 円(税込)

# 法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

## 1. 分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ( )	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 \_\_\_\_\_ 円(税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ 別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円(税込)

(受注者の見積金額)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)